



令和5年9月8日

観光庁

大阪・夢洲地区のIR区域整備計画に関する 計画の変更の届出及び実施協定の認可の申請を受け付けました

令和5年4月14日付で国土交通大臣の認定を受けた「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（以下、「区域整備計画」という。）について、本日、大阪府及び大阪IR株式会社からの特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づく区域整備計画の変更をした旨の届出及び法第13条第2項の規定に基づく実施協定の認可の申請を受け付けた旨、公表いたします。

変更後の区域整備計画の概要は別紙のとおりです。

今後は、関係法令に基づき、申請された実施協定の内容を確認してまいります。

（参考：観光庁ウェブサイト・特定複合観光施設（IR）ページ）

https://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/integrated_resort.html

【お問い合わせ先】
観光庁参事官室
担当：福田、片岡
TEL 03-5253-8953